

# 平成30年度下半期 町の財政状況をお知らせします

毎年6月と12月の年2回、町の財政状況を公表し、町の予算に対して実際の収入と支出の状況などをお知らせしています。今回は、平成30年度下半期(平成30年10月1日～平成31年3月31日)の予算執行状況をお知らせします。



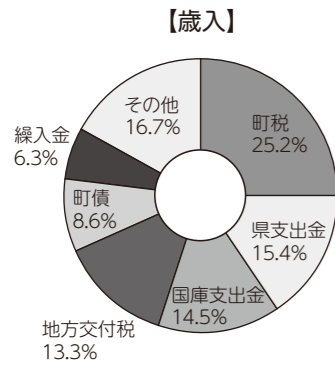
## 一般会計予算執行状況

【主な歳入】					【主な歳出】				
項目	予算現額		収入済額		項目	予算現額		歳出済額	
	金額	構成比	金額	収入率		金額	構成比	金額	執行率
町税	4,111,229	25.2%	3,889,212	94.6%	民生費	6,690,537	41.0%	6,395,783	95.6%
県支出金	2,510,853	15.4%	1,652,958	65.8%	教育費	2,914,046	17.9%	1,722,153	59.1%
国庫支出金	2,375,944	14.5%	2,313,659	97.4%	総務費	2,198,295	13.5%	2,103,489	95.7%
地方交付税	2,175,542	13.3%	2,145,659	98.6%	公債費	1,016,739	6.2%	954,281	93.9%
町債	1,396,800	8.6%	514,300	36.8%	土木費	1,012,080	6.2%	942,669	93.1%
繰入金	1,027,722	6.3%	1,027,720	100.0%	衛生費	966,936	5.9%	889,507	92.0%
その他	2,723,497	16.7%	2,592,469	95.2%	その他	1,522,954	9.3%	908,137	59.6%
歳入合計	16,321,587	100.0%	14,135,977	86.6%	歳出合計	16,321,587	100.0%	13,916,019	85.3%

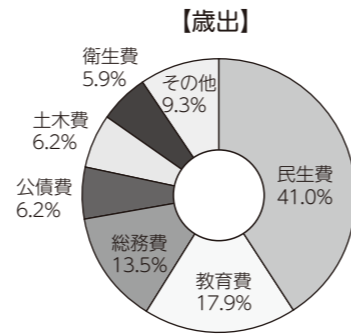
※予算現額の構成比上位を抜粋しています。

## 町民一人あたりの行政経費(一般会計)

平成31年3月31日現在人口：39,316人



歳出項目	金額	用途
民生費	170,173円	障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉など
教育費	74,119円	幼稚園や小中学校、公民館、文化センターの費用など
総務費	55,913円	人件費、住民窓口、選挙、統計など
公債費	25,861円	町債(町の借金)を返済するために支払うお金
土木費	25,742円	道路、河川、公園の整備運営、土地区画事業など
衛生費	24,594円	住民健診や予防接種、ごみ処理対策など
その他	38,736円	議会、消防、観光、農業、畜産など
合計	415,139円	



## 特別会計予算執行状況

単位：千円

会計名	予算現額	収入済額		歳出済額	
		金額	収入率	金額	執行率
国民健康保険特別会計	4,838,673	3,785,022	78.2%	4,605,165	95.2%
下水道事業特別会計	796,634	570,709	71.6%	643,588	80.8%
土地区画整理事業特別会計	834,524	789,366	94.6%	769,076	92.2%
農業集落排水事業特別会計	23,890	23,038	96.4%	16,749	70.1%
後期高齢者医療特別会計	267,062	289,427	97.4%	261,185	87.9%
歳入合計	6,760,783	5,457,562	80.7%	6,295,763	93.1%

## 公有財産の状況

土地	569,689㎡
建物	85,426㎡
基金	11億5,605万円

## 町債の現在高

165億4,841万円  
町民一人あたり 42万907円

## 一時借入金の現在高

34億円

# 国民健康保険税の納付が始まります。



## 国保税の納期について

6月中旬頃に国保加入世帯に納税通知書が送付される見込みです。

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	1/6	1/31	3/2	3/31

※納期限が休日に該当するときはその翌平日が納期限となります。(例)1期分 6月30日(日)→7月1日(月)  
※口座振替の方は毎月25日が振替日となります。

## 国保税の計算方法について

国保税がどのように課税されるのかを、以下のとおり計算いたします。

### 国保税の決め方

国保税は①所得割額、②均等割額、③平等割額をそれぞれ算出し、その合計額が年税額となります。

①所得割	+	②均等割	+	③平等割	=	年間国保税
医療分 100分の7.35 支援金 100分の2.17 ※介護分 100分の1.70		医療分 21,000円 支援金 7,000円 ※介護分 7,300円		医療分 19,000円 支援金 5,700円 ※介護分 4,500円		
〔世帯の所得に応じて計算する額〕		〔加入者数に応じて計算する額〕		〔1世帯につきいくらかと計算する額〕		

※介護分……40歳～64歳の人(介護保険の第2号被保険者)のみが納めます。

## 計算例

- 家族(被保険者) 3人  
うち(40歳～64歳) 2人
- 世帯員全員の総所得金額 2,000,000円の場合

①所得割	医療分 (2,000,000円-330,000) × 7.35/100 = 122,745円 支援金 (2,000,000円-330,000) × 2.17/100 = 36,239円 介護分 (2,000,000円-330,000) × 1.70/100 = 28,390円 ※国保税の基礎控除 33万円
②被保険者均等割	医療分 21,000円 × 3人 = 63,000円 支援金 7,000円 × 3人 = 21,000円 介護分 7,300円 × 2人 = 14,600円
③世帯平等割	医療分 1世帯につき = 19,000円 支援金 1世帯につき = 5,700円 介護分 1世帯につき = 4,500円
① + ② + ③ = 年税額 315,174円	

※国民健康保険税は国保への加入資格が発生した月分から計算します。  
○他の市町村から転入した場合はその日から国保の資格と納税義務が発生します。  
○社会保険等の他の健康保険資格を喪失した場合、その日から国保資格と納税義務が発生します。  
○国民健康保険税は届出日からではなく、保険の資格を取得した日から計算しますので届出が遅れた場合でも遡って計算した国民健康保険税を納付していただくことになります。

◆ご不明な点等ございましたら下記のご連絡先にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 国保年金課 保険税班 ☎889-1798